

三重県歯科医師国民健康保険組合

法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針

平成 23 年 3 月 31 日制定

1 趣 旨

三重県歯科医師国民健康保険組合（以下「組合」という。）は、我が国の公的医療保険制度の一翼を担う公法人であることを踏まえ、業務運営が国民健康保険法その他の関係法令に沿って厳正に行われるよう、規約 42 条の 2 第 2 項に基づき法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針を定めるものである。

2 法令遵守についての基本的な考え方

組合の役職員（支部の役職員を含む）は、国民健康保険法その他の関係法令並びに組合の規約及び規程その他の決定事項を遵守し、組合員及び被保険者の信頼に応えるとともに、公的医療制度の一翼を担う公法人としての社会的責任を果たす。

3 法令遵守のための組織体制

組合は、法令遵守のため、次のとおり組織体制を整備する。

- ① 組合の理事のうち 1 名を法令遵守担当理事とし、理事がこれを互選する。
- ② 支部に法令遵守担当理事の指揮・命令を受ける法令遵守担当責任者を置くこととし、支部役員会で選任する。
- ③ 法令遵守担当理事及び法令遵守担当責任者（以下、「法令遵守担当理事等」という。）は、組合の被保険者資格の管理、保険料の賦課・徴収、保険給付、保健事業その他の実務を実施する部門から独立した立場から法令遵守に関する業務を行うため、関連文書の提出要求、調査の報告要求、業務改善の指導ができるものとする。
- ④ 委託業務においても法令遵守体制が確保できるよう、委託契約に法令遵守に関する事項を明記することとする。

4 実践計画の策定・評価

組合は、法令遵守を具体的に実践するため、次のとおり実践計画を策定するとともに評価を行う。

- ① 毎年度、理事会において、法令遵守のための具体的な実践計画（以下、「実践計画」という。）を策定し、組合会の承認を得ることとする。

- ② 法令遵守担当理事等は、実践計画の進捗状況及び達成状況を把握する。
- ③ 理事会において、定期的の実践計画の報告・評価を行い、適時、合理的な内容のものとなるように見直しを行う。

5 監事による監査

監事は、組合の法令遵守に関する業務の執行状況を監査する。

6 責任追及、懲戒処分

組合会は、役職員が法令等に違反する行為を行ったときは、その責任を追及するとともに、厳正かつ公平な懲戒処分等を行う。

附 則

- 1 この基本方針は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

令和5年度 三重県歯科医師国民健康保険組合
法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画
（令和5年2月26日・第154回組合会承認）

三重県歯科医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、令和5年度の実践計画を次のとおり策定する。

1 法令遵守マニュアル等の策定

役職員が遵守すべき法令、規則、基本方針及び法令遵守（コンプライアンス）のための組織体制などを網羅した法令遵守マニュアル等を策定する。

① 法令遵守マニュアルは、全ての役職員が容易に閲覧できるようにする。

2 法令遵守に関する指導・研修

不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。

① 組合ホームページ等により、法令遵守の周知を行う。

② 役職員を対象とした法令遵守を徹底するため、必要に応じて研修を実施する。

3 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一部署同一業務に従事させないように人事ローテーションを実施するとともに、会計事務規程に基づく業務は複数の職員により執行することとする。

4 法令遵守関連情報の組織的な把握等

役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。

① 役職員が把握した、組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事等に速やかに報告すること。

② 法令遵守担当理事等は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告すること。

③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

5 不祥事故への対応体制

役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事等に速やかに報告する。

① 法令遵守担当理事等は、規約、規程等に則り、理事会に報告すること。

② 理事長は、法令等に従い三重県（監督官庁）に報告するとともに、法令遵守担当理事等とともに適切な調査を行うこと。

6 雑 則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。